

平成十年六月十六日受領
答弁第四七号

内閣衆質一四二第四七号

平成十年六月十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員坂上富男君提出不正アクセス対策法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員坂上富男君提出不正アクセス対策法整備に関する質問に対する答弁書

我が国では、情報通信の発達に伴い、情報通信技術を利用したいわゆるハイテク犯罪が多発傾向にあるほか、御指摘のいわゆる不正アクセスやそれを助長する業務に係る問題も見られ、それがまたいわゆるハイテク犯罪を助長するという事態を生じさせているところである。

また、バーミンガム・サミットでは、昨年十二月の八箇国司法・内務閣僚級会合で合意された「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」を迅速に実施することにつき参加各国の首脳間で意見が一致し、我が国についても、いわゆるハイテク犯罪に対処するための取締機関の体制の整備、法制度の見直し、政府と産業界との協力等の措置を講ずることが求められるとともに、同行動計画の進ちよく状況を次回のサミットに報告することとされている。

政府としては、これらの諸情勢を踏まえ、我が国がいわゆるハイテク犯罪に国際的に協調して的確に対処できるようにすることを念頭に置き、御指摘のいわゆる不正アクセスやそれを助長するパスワードの販売の規制等に関する法制度の整備、取締機関の体制の強化等についてできる限り速やかに検討してまいりたい。